皆さまでご回覧ください

「ひなたぼっこ」(東京都文京区六義園)/ 船橋市 (福)豊富福祉会 河合千賀子氏 撮影　令和7年度写真コンテスト応募作品



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

11 NOVEMBER 2026

目次

●日本年金機構からのお知らせ●
・11月30日は年金の日 …… 2

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●
・健康保険委員の登録をお願いします！ …… 3
・さんぽセンターのご紹介 …… 4
・被扶養者資格再確認にご協力をお願いします …… 4

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●
・「いちご狩り」補助券を配付します …… 5
・写真コンテスト作品募集中！ …… 6

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ https://shaho-chiba.jp

スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

11月30日（いい みらい）は年金の日

ご自宅等で、ご自身の年金記録が探せます

お受け取りになられている年金の年金記録を確認しませんか？
まずは「ねんきんネット」でチェックしてみましょう

ねんきんネットのログインはこちら

年金記録に「もれ」があるかも？と思われた方

「ねんきんネット」の**持ち主不明記録検索機能**から、過去のご自身またはご家族の年金記録を見つけることで年金が増える可能性があります

氏名、生年月日、性別のみで検索可能です！

事例①　年金が増えた額 約1万円（年額）



旧姓で検索したところ、該当する記録がありました

▶結婚前の旧姓で記録が見つかった

事例②　年金が増えた額 約4万円（年額）



亡くなった母の名前を検索したところ、該当する記録がありました

▶亡くなった親の記録が見つかった（注）

（注）ご本人の死亡当時に生活を共にしていたご遺族が、未払い分の年金を受け取りました

「持ち主不明記録検索」をぜひお試し下さい！



詳しくは、日本年金機構ホームページの「持ち主不明記録検索機能リーフレット」をご覧ください

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは専用番号へ

ナビダイヤル 0570-058-555

050から始まるお電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

受付時間
- 月曜日　午前8時30分〜午後7時
- 火〜金曜日　午前8時30分〜午後5時15分
- 第2土曜日　午前9時30分〜午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※第2土曜日を除く土日祝日、12月29日〜1月3日はご利用いただけません。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構 Japan Pension Service

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様・社会保険担当者の皆様へ

健康保険委員の登録をお願いします！



年会費はかかりません！
健康保険に関する情報をいち早くお届けします

健康保険委員とは　健康保険委員の皆様には、事業所と協会けんぽを結ぶ橋渡し役として、従業員の皆様への健康保険関係の周知広報や相談業務などにご協力いただいております。

広報



協会けんぽからの情報（広報紙等）を回覧・掲示

相談役



健康保険の各種申請についてアドバイス

職場の健康づくり



従業員様・ご家族への健診受診の周知、お声かけ

ご意見役



協会けんぽからのアンケート等に協力

※健康保険委員としての強制的な仕事はございません。日常の業務に支障のない範囲でご協力をお願いしています。



従業員から健康保険制度や給付金について相談されてもうまく答えられないかも・・・

健康づくりって何をすればいいんだろう・・・

そんな方でも大丈夫！ 無料の特典をご活用ください！

健康保険制度に関する相談、給付金の申請や職場での健康づくりにお役立てください！

●協会けんぽ GUIDE BOOKをお届けします



各種給付金等の健康保険制度や協会けんぽの取組を紹介した冊子を無料でお届けします。

●健康保険委員研修会を開催します

健康保険制度や健康づくりについて専門家による講演を行います。オンデマンド配信を無料で視聴することができます。

その他にも、健康保険に関する最新情報や、職場でできる健康体操などを掲載した広報物等をお送りしています。



登録条件　協会けんぽ千葉支部に加入している被保険者

登録方法　WEBから登録申込　申込はこちら▶

※紙での申込も可能です。協会けんぽ千葉支部のホームページから登録申込書を印刷いただき、FAX 043-301-1239 または郵送でご提出ください。

令和8年8月より

健康保険委員コミュニケーションサイトを開設しました！



令和８年８月より、健康保険委員向けコミュニケーションサイトを開設しました。
協会けんぽから発信するお知らせを、パソコンやスマートフォンからご確認いただけます。
研修会・セミナー等のイベント申込やアンケートの回答、お知らせの閲覧等をオンラインで行うことができますので、ぜひご活用ください！

健康保険委員について詳しくはこちら

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

メンタルヘルス対策にお悩みの事業主様・事業所ご担当者様へ

さんぽセンターのご紹介



事業所内でメンタルヘルス対策を行うことが難しい…

そんなときは、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する**「産業保健総合支援センター」**や**「地域産業保健センター」**をご活用ください！

千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽセンター）

事業規模に関係なく事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 専門的研修の実施
- 専門スタッフによる個別訪問支援
- 治療と仕事の両立支援に関する専門スタッフによる相談・支援
- 電話、メール等による専門的相談

千葉さんぽセンター
(043-202-3639)
までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

地域産業保健センター（地さんぽ）※千葉県内に９か所

労働者50人未満の小規模事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 健康診断結果についての医師の意見聴取
- 長時間労働者・高ストレス者等に対する医師の面接指導

さんぽセンターのホームページをご覧ください。
（各地さんぽのお問い合わせ先はホームページに記載）

医療機関や事業所で病気と仕事の両立支援に携わる方へ

独立行政法人労働者健康安全機構では、両立支援に必要な知識や方法を学べる**「両立支援コーディネーター基礎研修」**の受講者を募集しています！
ぜひご参加ください！

研修はオンライン形式で、申込は先着順です！

両立支援コーディネーター基礎研修について詳しくはこちら▶

事業主様・加入者の皆様へ

被扶養者資格再確認にご協力をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

「被扶養者状況リスト」を事業主様へ順次お送りいたします。

対象となる方　▼以下のいずれかに該当する被扶養者

1. 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
2. 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
3. 令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は 年間収入が150万円）を超過している方（18歳未満の方や令和８年4月1日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期
令和８年
10月下旬から11月中旬

提出期限
令和８年12月11日(金)

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全健康保険協会 千葉支部
〒260-8645
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
☎043-332-2811 営業時間　平日　8：30～17：15

千葉県社会保険協会からのお知らせ

いちご狩り補助券を配付します

11/16から配付受付！

	山武市	船橋市
ところ	**山武市成東観光苺組合 加入いちご園** ☎0475-82-2071（観光案内所） HP https://sanmu15.com/	**田中園**　船橋市二和東4-2-8 予約直通 ☎080-6338-0537（9:00～17:00） HP https://www.tanakaen-fruitsfarm.com/
利用期間	令和9年**1月5日(火)～5月5日(水・祝)**	令和8年**12月中旬以降**～令和9年**5月末** 利用期間は変動する場合があります。田中園HPでご確認ください。
注意事項	予約がないと入園できない場合があります。お出かけの際は、必ずHPまたは農園に最新情報をご確認くださいますようお願いいたします。	予約優先です。予約がないと入園できない場合があります。ご利用の際は、補助券利用専用の予約フォーム（補助券に印刷されている二次元コード）から、もしくは、上記の予約直通電話にてご予約ください。
補助金額	**400円** ※入園料から補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。 ※入園料は、農園および時期によって異なります。ホームページ等でご確認ください。	**400円** ※入園料から補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。 ※入園料は、時期によって異なります。ホームページ等でご確認ください。

補助券について

※1地区 1事業所 15枚まで。 **補助券がなくなり次第配付を終了します。**

利用対象者　当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法　「申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒（110円切手貼付・送付先明記）を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。
※必ず当協会HP会員専用ページからダウンロードした申込書、もしくは社会保険ちば2026秋号の申込書でお申込ください。

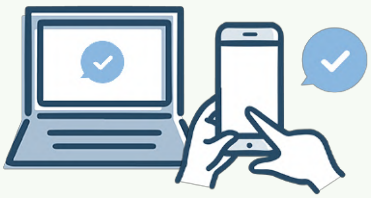
申込先　〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13（一財）千葉県社会保険協会

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和８年度 写真コンテスト 作品募集中！

インターネットからも応募できる！





スマホ撮影写真でもOK!

賞および賞品

推薦	1名	QUOカード5,000円分
特選	2名	QUOカード3,000円分
準特選	3名	QUOカード2,000円分
秀作	10名	QUOカード1,000円分



作品や応募規定などの詳細はHP特設ページにてご確認ください。
https://shaho-chiba.jp/photocon.html

応募方法

【プリントされた作品(フィルム・デジタル)の場合】
下の応募票を作品数分コピーして必要事項をご記入のうえ、作品の裏面に貼付し、郵送にてご応募ください。※作品ごとに、応募票を貼付してください。
《送付先：〒260-0001　千葉市中央区都町３－１８－１３（一財)千葉県社会保険協会》

【デジタルデータ作品の場合】
応募フォームに、作品のデータファイルを添付し、必要事項をご入力のうえご応募ください。《ﾌｧｲﾙ形式：JPEG / PNG / HEIC 、 ﾌｧｲﾙｻｲｽﾞ：１ﾌｧｲﾙにつき１０ＭＢまで》
応募フォームURL：　**https://form.run/@shaho-chiba-photoconr8 →**

コピーしてお申込みください

写真コンテスト応募票			
氏名			
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
撮影場所	(　　市)		
タイトル		撮影月	月
撮影機材		区分	フィルム ・ デジタル

※ご記入いただいた個人情報は、本コンテストの運営(当協会ホームページおよび広報誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

記事提供／日本年金機構 ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部

編集・発行／一般財団法人千葉県社会保険協会　〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 ☎043-233-3971(代表) ホームページ https://shaho-chiba.jp